

令和7(2025)年度運営指導の結果について 【(看護)小規模多機能型居宅介護】

(看護)小規模多機能型居宅介護については、合計6事業所に対し運営指導を実施しました。

事業所様におかれましては、内容を御確認の上、日々のサービス提供で基準違反等が発生していないか自己点検をお願いします。

指摘事項は以下のとおりです。

○運営・報酬に関する事項について

1	運営規程について、「虐待の防止にのための措置に関する事項」の記載が確認できなかった。また、「指定小規模多機能型居宅介護の利用料」の規定中、負担割合について「1割」との表記があるが「1割～3割」に修正し、運営規程の変更について市まで届け出ること。
2	重要事項説明書について、サービス利用料金の記載と防火管理者の記載が古い情報となっていた。適切に修正すること。
3	事業所内に重要事項説明書を掲示していなかったため、掲示すること。また、重要事項のウェブサイト掲載について、介護サービス情報公表システムにて掲載しているとのことだったが、長期間更新できていないため、最新の情報に更新すること。
4	重要事項説明書について、介護報酬に係る加算名及び単価の記載誤りが見られたため、適切に修正すること。
5	契約書中、記録の保存年限が2年間になっていた。那須塩原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条の規定により5年間に改め、適切に記録を保存すること。
6	介護従事者のうち医療・福祉系の資格がない者に認知症介護基礎研修を受講させていなかった。受講申込は済んでいるとのことであったため、研修の実施主体に確認の上、適切に受講させること。
7	虐待の防止のための指針、感染症の予防及びまん延防止のための指針及び身体拘束等の適正化のための指針について、ホームページで公表すると記載があるが、公表されていなかった。指針に基づき、適切に対応すること。
8	風水害対応マニュアルを作成していたが、避難先等の内容が貴法人の他事業所に係る内容となっていたため、正しい形に修正して運用すること。
9	事故報告書について、転倒し病院受診をしたケースの報告を市にしていなかった。
10	BCP計画（防災・感染症）に関する訓練について、実施シナリオが確認できたが、参加者等の実施記録が確認できなかった。適切に記録すること。
11	指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬが、研修を受講していなかった。
12	指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならないが、長期間にわたり定めていなかった。

○他事業所の規範となる事項について

1	地域資源を活用し、利用者に寄り添ったサービスを提供していた。
2	季節感を感じられる行事を積極的に開催し、利用者が楽しめる環境が整えられていた。
3	BCP計画について、毎月委員会を開催し、より良いものにするため協議していた。
4	職員ごとに業務目標を立て、2月ごとに評価を行い、モチベーションの維持につなげていた。
5	生産性の向上のため、法人で生産性向上プロジェクトチームを編成し、業務効率をよりよくするため法人内の他事業所と情報共有していた。